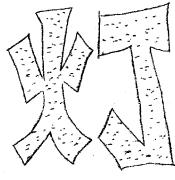
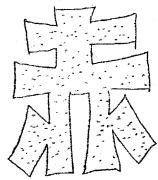


11・19公判終了の会機関紙 <新入生特集号>



<SEKITO>

はぐくに

- 1) 11.19 明大学裏閣争公判とは何か
 - 2) 「公判を支える会」の運動と
今後の課題
 - 3) 学裏閣争公判の経過と
こころでの問題点
 - 4) 「支える会」の今後の活動方針

（配達途の函館、産業興造の敷地を行なつて、いさ資本の自由化、増大化を押し進めようとする）三重、三重の個臣、彈ほの収束（こくしゆく）といふ國民を自分たちのルールに入れようとして果てているのである。そして、刑法の改定までも行なおうとしてこのようなことの一端（はん）である。

昭太郎君も自ら言つてゐるうように、
上げとは「これから時代の流れに沿つた教育の
の儀に根本的な教育の改革、とりわけ文の問題
変が迫られ、國庫補助が少ない現状では、
は、き賛の改訂もやむを得ない」という事を
あり、学費の値上げをこうして函縞を行らない
文部省教育省の再編を行なつてこられるのである。
つまり時代の流れに沿つた教育の儀のこと
は「よい社会、即ち資本の要請に見合つた

漢本に用ひた教養絵体の再編を行なつたのである。とて書いた漢本が、その裏面に記した経緯の中興として、中央本が書いた告白として、その具体化としてあるのが「説教文學法」である。しかし、氣づかば分かる。我が頭の大中教は、中教の説教文學法であるのである。

このよくな中に於いて、私は何處か公私を争の事なるどうにして此本から國家・社会・文化の西編について考え、向つていたいと思ひます。これらが向いの勝利は、多くの貴君の結果を不可欠なものであります。私は、数々の尊友の結果と、頭をかぶる

今年の2月新規等を知らねでいるうちに、
開水全理事は、遅延をしました。そして4月
25日連合懇親会において、斎藤学長が連ばれ
ています。このようなことは、小川前学長によ
る事長以下前議会で、学費上等の學内予算を
の責任性をもつてゐるのだ。というふうな
とりながら、自らの責任性の限界を含めてい
たのであります。また小川前学長は以前に
前理事會の主張基準を「眞と誠」としておこな
ったのを想起します。行なはれていたのである
べきで、開水新規等は、無理側の風潮
によって、開水新規等は、無理側の風潮
として小川前学長の主張基準を以て理學の出走

۱۸۷

沙汰警察の先兵と化した明大当局に対して非和解的で直接実力闘争を組織してきました。しかしながら、いまだその度合いは明大当局の先行的な学生管理支配構造に重複を生じせしめ、撤退した打撃を受けるには致っていません。我々は何よりも学生大眾に学と値上げの本質と学生売り渡しの意図がわざわざして政治的であり、帝國主義の大学再編に加担する反対級の余るものであることを説明し、帝國主義に屈服しその先兵の役割を負っている明大当局に対する大衆的用いを推しすすめいかなければなりません。

「公判を支える会」は、このよう公開を我々自身の事業として展開していくます。我々はこの開いて確信し自信を深め、(けつして後進をとり返すものではあります)。力強い前進を今後も持ちいただきたいと思います。数多くの友人があつ公判を支える会にして、19回公判と最後まで開いて抜くことを我々は自信と誇りをもって呼びかけます。

これまで明大公判は被告人の人質専用罪状認否へ被告全員が完全黙認④抗訴状に對する弁護人・被告の求狀明⑤被告全員の黄息表明⑥検事側の昌頭陳述⑦昌陳に対する弁護人・被告の求狀明⑧検事側による抗辯・証拠・証人申請⑨詮陳・証人の詮否を第9回までの公判で消化し、いよいよ次回より検事側の宣誓階段になります。

その間、公判をかねねるごとに検事側の起訴が全くのデソチ上げであることが明らかにされ、これまで裁判長が検事のあまりのたぐらしさに業を嘗めて検事役を兼任するといふうへ二役を演じて何とか公判の体裁だけは整えるという前代未聞の事態の連続であります。明大公判においては裁判長まで思わず失笑するといふ検事のおまつさは、学生売り渡しがいかに捏造されたものであるかを裏付けるに充分であり、おまつさえ検事の存在は笑いを隠すする。エロ以外の物質でもありません。しかししながら、裁判長らは公判に至るまでこそ明大公判など成立し得えないものであることを察知しないかも、そこは以前の懲罰的テクニックで検事をかばい、被告・陪聴人には強制的な弾圧をかけています。

とりわけこれまで浅慮もなく法廷に警察隊を導入して報告・傍聴人を強制退席させたりしました。かの、公判では、強制退庭執行の際に懲罰での延滞、警察官の報告・傍聴人のへの暴行を見限りをして容認し、あつたえその原則的義務を報告側に嫁ぐべきだとの意見を提出して行つてきました。それがかりではありません、オナの公判よりあまりにも原則的であり正当な要求である報告・弁護側の特別弁護人の許可申請に封じておとなしく今日まで抱き続けています。なぜかと申すと、ナパルの上に本拠地になり、公判日未だ提出出来なくななるという危機感だけとその判断で、ただでさえ検事側が終止されがみである公判に特別弁護人と認めるなれば、検事→報告・弁護人側との均衡の上にボナバルする理由など存在しません。手前のみではあります、オナの公判よりあまりも原則的であり正当な要求である報告・弁護側の特別弁護人の許可申請に封じておとなしく今日まで抱き続けています。なぜかと申すと、ナパルの上に本拠地になり、公判日未だ提出出来なくななるという危機感だけと先行させているのです。これまでの公判において、特別弁護人しに関して論議されないためではありません。その都度、裁判長Sは誠意ある姿勢を示すどころか、ますます審議場におり、何ら具体的な判断根拠を明らかにすることなく却下しているのです。あつたえオナの公判では、今、特別弁護人を認めると予定であったが、どうも法廷が騒々しいので取り止めたしなどと原告をさしき、報告・傍聴人に相談を加えて居直っています。我々は現場証人こそが重要な立場である。そして、基本的な立場にあります。ましてやこれまでの被告の裏表明のみならず、裁判長が報告の理由を説明し、しかも何回も全く、三上・大田両訴訟人こそに特別弁護人選任申請書を提出しており、いまさらながら裁判長が報告の理由を尋ねたらないのです。そもそも報告側の特別弁護人の選任申請は報告ガイドのアルゴリズム法でさえ容易にできないし、といふ私本音をひいた隠れあり、弁護人の選任権の領域でありながら裁判所はそのことをすら意識していないのです。裁判所は、民事訴訟部では立証段階に入りますでに特別弁護人を認めると先例をつくり、認定している基本的な陪審権の行使の問題があり、弁護人の選任権の領域でありながら

なり裁判所の威儀のあらわれであるひのよう

に、表して居ります。

我らが 携別弁護人として選任申請してい
る龍井正雄氏は、昭文の教員でありこの頃

の昭文における審議権上位を実現する事態を
の、委員の立場で正確にチェックしこそした人々

あり。しかも、携別弁護人として選任申請してい
あわせて学生の行動をつぶさに監視しているの
です。畢竟に携別弁護人を勝ちとること本
で我々の課題であります。そして、4月後半か
かる公判前の間に連絡する度りとあらゆる
手続きを開始することも可。裁判を支える
会へは、さうに勤労の人々とともにうらに
番はある點いた。前述させていただきたいと思
います。

・スケジュー

オ10回公判 4/19 東京地方裁判所

オ12 5/17 6/4

被告につきまじめ裁判所の出費のく
えろ会とくまじめカンパ活動を実行
こいいたいと願ひます。

えろ会へのご負担、カンパ等につきま
じては、左記までご連絡ください。
へ連絡先へ

〒241川崎市外摩区生田五一五八
昭文生田寮内

長次、元館さん

4 「あえる会」の今後の活動方針

私達は「四争公判」を
れる会は、現在二重
の壁を築いて居ると思ひます。するわ
る警察権上げ闇に争うことを逃れられた夢る対
し、海軍側は、海軍の権力を運営する方
が業務的問題を想定することになり得る發
音の主張を主張する立派の争当性を認められ
ることの通り實現されることにより彼らの
活躍が止むこととなり得ます。このような差事
側の争いにあら、我々は敵國として、日本海
争の意氣をこちらに發揮する本質を認み
かにし、遂に其の水なればならないのは大
事な事であり、また、貿易統治を運営傳入
、貿易貿易協議という各自のみを裁こつする
る準備期であるということは、さういふせ
あがなければならぬと思ひます。そして
この御観察が主張し、今更公判の重要な課題
としてある昭文法務部の構成的構造の告別弁
護人許可申請は、被告の防衛権として当然で
あり、今度の千葉や日の英は公判において
も、さうに強く主張していかなければなら
いと願ひます。

こめしながら、我々のあえる会運動とは
けして公判斗争にのみ終止するものではな
く、公判斗争に終止して居ても、さら
に幅広い陣営を組み、団結を競うる集会し
ている意志を明らかにして、ともに隣の市議
を歴かなければ、眞の意味での「公判勝利」
はありえなくせどもアーチを主張します。